

令和 7 年度

事業計画書

1. 法人理念

2. 法人事業

3. 施設事業

◎みのり保育園

◎めぐみ保育園

社会福祉法人みのり愛の会

1. 法人理念

基本理念

「隣人愛」の精神に基づく社会貢献

私たちの使命

- ◆命を大切に思いやりのある子どもを育てる
- ◆共に生きる力を育てる
- ◆地域とのつながりを大切にして子ども達と家族が
安全に安心して暮らすためのネットワークを構築する
- ◆子ども達を家族と共に愛情豊かに育てる

保育基本方針

『共に生きる力を育てる』

保育目標

1. 心身共に健やかな子ども
2. 友達との関わりの中で意欲的に取り組める子ども
3. 命を大切にする思いやりのある子ども

2. 法人事業

<法人役員会>

- *理事会 理事 6 名／年 4 回 予算・決算・事業計画作成等
- *評議員会 評議員 11 名／年 1 回 上記審議・承認 他
- *監 査 監事 2 名／年 4 回 上記の議決及び決算等について監査

*法人会議日程

第 1 回理事会 5 月 22 日（木） 第 2 回 6 月 14 日（土） 第 3 回 10 月 23 日（木）
 第 4 回 2 月 12 日（木） 第 5 回 3 月 12 日（木）

第 1 回評議員解任選任委員会 6 月 14 日（土）

第 1 回評議員会 6 月 14 日（土）

*都合により日程を変更する場合がある。

<第二種社会福祉事業 保育所 みのり保育園>

（1）施設規模

◎所在地：東京都豊島区池袋本町三丁目 1957 番 4、1954 番地 2

◎敷地 一筆： 158.35 m² ・ 91.07 m²

◎園 舎：鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建（平成 25 年 3 月 25 日新築）

1 階 121.66 m²

2 階 122.74 m²

3 階 122.74 m²

4 階 94.77 m²

5 階 28.13 m²

計 490.04 m²

（2）事業規模

◎総定員 40 名(27 名)令和 7 年 4 月 1 日

◎年齢別定員

・0 歳児 6 名(2 名)・1 歳児 8 名(6 名)・2 歳 8 名(5 名)

・3 歳児 8 名(5 名)・4.5 歳児 10 名(9 名)

*欠員：0 歳児 4 名・1 歳児 2 名・2 歳児 3 名・3 歳児 3 名・4, 5 歳児 1 名 計 13 名

加配対象児：2 名

◎開園時間 7：15～19：15

◎保育事業

延長保育（月極め・スポット）・障害児保育・育児相談・ふれあい体験保育

地域交流・病児、病後児（体調不良対応型）・マイほいくえん事業（豊島区）

こどもつながる定期預かり事業（令和 6 年度より豊島区委託）

（3）事業開始

1970 年 4 月 1 日

事業計画

1. 法人運営の長期中期計画化

I. 保育を取り巻く状況

令和5年（2023）人口動態統計（確定数）が令和6年9月17日公表されました。出生数は、727,288人で過去最少（8年連続減少）前年より43,471人減少しております。合計特殊出生率は、1.20で過去最低（8年連続低下）前年より0.006ポイント低下となりました。国が想定していた人数よりはるかに速い速度で出生減少が起こっていることが公共され国からの計画の見直しや支援に関する補助事業等が始まりました。

【こども政策推】

『こども基本法』（令和5年4月施行）

目的：『日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。』

基本理念国①差別的取扱いを受けない。②福祉に係る権利が等しく保証される。③意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会の確保④最善の利益が優先して考慮される。⑤養育環境の確保⑥社会環境の整備

『こども大綱』（令和5年4月施行）

根拠：こども基本法 今後5年程度のこども政策に基本的な方針・重要事項を定める定める

目的：全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的な幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

- ① こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援④良好な成育環境を確保⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現⑥施策の総合性の確保

『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン』

根拠：子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月閣議決定）

- ・ こどもの誕生前から幼児期までの『はじめの100か月』の重要事項を全ての人が共有すべき理念として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき5つの柱に整理
 - ① こどもの権利と尊厳
 - ② 安心と挑戦の循環（愛着形成、豊かな遊びと体験の重要性）
 - ③ 切れ目なく育ちを支える

④ 保護者・養育者の成長の支援・応援

⑤ こどもの育ちを支える環境等の整備

『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン』

(はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

目的：全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

① こどもの権利と尊厳を守る

② 安心と挑戦をとおしてこどものウェルビーイングを高める⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

③ 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

④ 保護者・養育者のウェルビーイングの成長の支援・応援をする

⑤ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

* 「はじめの100か月」とは

母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（5歳児～小1）までおおむね94～106か月でこれらの重要な時期に着目

令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家庭支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による事業改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

II 令和7年から令和10年の向けて法人運営

法人理念である「隣人愛の精神に基づく社会貢献」を再度、法人職員とともに検証しあって新たな保育への質を高めていく事が重要になってまいりました。国の「こども政策推進」から「はじめの100か月の育ちのビジョン」行政機関と共に考えながら少子化で保育運営継続する事業（「こども誰でも通園制度」「障害児受け入れ事業」）を基盤づくりに取り組む必要が出てきました。その為にも職員の定着が必須の課題となります。働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

【5年間の目標】

1. 職員の定着化
2. 保育のプロ意識を各部署で高める
3. 保護者との信頼関係を築く
4. 地域の認知度を高めて入所につながる支援を行う
5. 行政機関との連携を行うことで良好な法人運営を行う

III. 本部運営

今年は、理事及び監事の改選、評議員 6 名の改選に時期となり法人運営にとっても重要な会議があります。役員改選に関しての人選等を十分に話し合いたいと思います。

福祉充実計画変更を行うために豊島区福祉部総務課社会福祉法人グループの指導を受けながら行って参ります。

- IV. 「めぐみ保育園」運営から 15 年目を迎え地域に根ざし保護者から愛される保育園運営を目指して参ります。近隣の大マンションのファミリー層も高くなり幼児乳児が減少、少子化に直面して園児(特に乳児)の欠員が深刻となっており、今年度も財政が厳しい運営となります。平日での近隣の子どもたちの参加型『なかよしの日』を継続し、園に入園する前のステップとしてめぐみ保育園に目を向けていただけるようにお誘いし、これからの新入園児の入所に繋げていきます。東京すくわく事業では、幼児を対象にアートワークショップを進めてまいります。6 年度のすくわく事業で取り入れた「無制限遊び」も乳児クラスを中心に保育の中に取り入れ、園全体で、子どもたちののびのびとした保育を経験できる様、活動を展開していきます。

豊島区のシルバー、「リプリントとしま」の方々による、絵本の読み聞かせを取り入れ、毎月、地域の方との触れ合いの時間を作っていきます。

ICT システムは現在も使用をしていき保育の充実に向けて繋げていきます。保護者の利便性を配慮し園として更なる質の向上を目指して参ります。

- V. 「みのり保育園」運営から 55 年目を迎えました。新園舎完成から 12 年目となり大規模修繕工事を行う計画をしています。保育運営を行いながら安全対策を万全にして行政期間と工事施行会社と連絡を取り合っていきます。

とうきょうすくわく事業(健康体操 0 歳児～5 歳児・えいごリトミック(幼児)・芸術祭(幼児))を通して子ども達の発育や成長へ保護者と共に共感していける活動へ発展できるように配慮していきます。

子育て支援の一環として『おひさまクラブ』を実施しており豊島区での『マイはいくえん事業』を昨年度に引き続き行っています。令和 6 年度より豊島区から『こどもつながる定期預かる事業』を引き続き展開していきます。

ICT システムを更なる保育の充実につなげていき職員の安定した定着と質の向上を目指して参ります。

- VI. 両園共に子ども達の未来に為に原発による食の影響に配慮しながら食育の大切さを伝えて参ります。

- VII. 法人「みのり愛の会・ラポール」N019 号ニュースとして年 1 回発行し、法人の情報をお知らせするとともにみのり保育園・めぐみ保育園の施設情報を提供して参ります。

- VIII. 豊島区社会福祉法人の地域公益活動事業「福祉なんでも相談窓口」を両園で行い社会福祉法第 24 条第 2 項に規定された「地域における公益的な取組」を協力して行って参ります。
- IX. 社会福祉法人経営改革により新定款（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき健全な法人運営を行って参ります。
- X. みのり保育園の大規模修繕事業
みのり保育園は、12 年目を迎え外壁塗装の破損等施設設備に関する修繕が多数発生している。豊島区保育計画課と相談をおこなっており令和 6 年度末より国へ提出する書類作成や工事の予算等を建設会社 3 社から取得して今後は入札、工事期間等を計画的に実施しています。
- XI. めぐみ保育園の空調設備省エネ設備導入について
公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施しているクールネット東京の助成金を活用して空調設備工事を実施する計画を行っていききたい。申請が通れば工事費の 3 分の 2 補助金が支給される計画となります。
- XII. 55 周年・15 周年行事について
理事会での話し合いを行う周年行事を行って参ります。